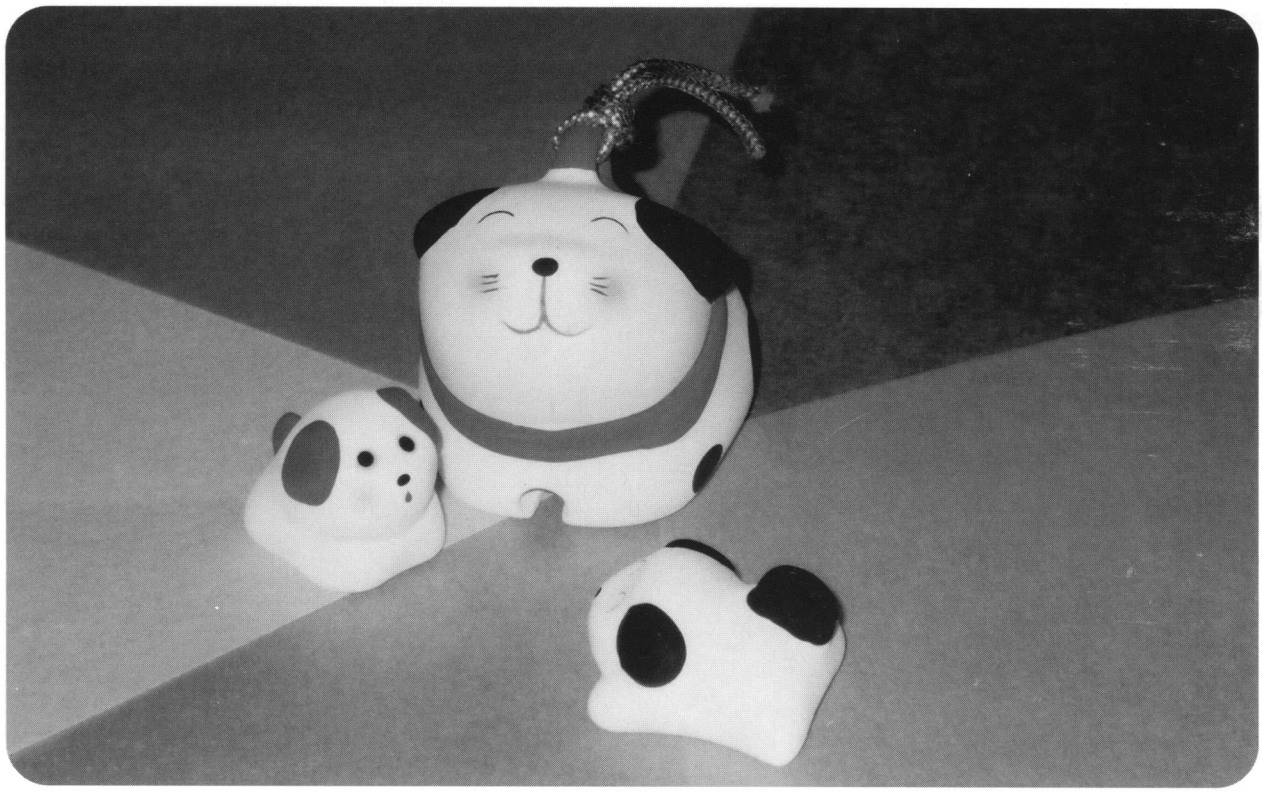
たっくす

たっくす第49号（2006年1月）

発行日　平成18年1月10日
発行人　新宿間税会
　　会長　田尾　有一
印刷所　㈲甲文堂
　　☎03-3947-0844



ペットブームの主役　なくてはならない友達「犬」を干支では「戌」と書きます。
刃の広い刀を意味する文字で甲骨文の時代から十二支の第十一位、月は九月〔実りを刈るのに必要な道具〕、
方位は西北西、時刻は午後七時から九時です。
家畜化は紀元前一万年以上前との事。
人と犬は、猛獣狩りの方法が似ていたからだそうです。
自然の厳しい時代、やはり武器だったのでしょうか？
ケモノ偏は犬の字の変化したもので猫から獅子にいたる多くの動物の代表として干支に参加しているそうです。

目　次

○新年の御挨拶
　新宿間税会会長　田尾　有一……2
○新年の御挨拶
　新宿税務署長　　熱田　稔敬……3
○平成17年度納税表彰式　……4
○平成17年度活動日誌　……5
○青年部・女性部合同研修会……5
○コラム「生活習慣病の予防と改善」……6
○税務研修会……8
○新宿間税会ゴルフ会……8
○税務署からのお知らせ……9

新宿間税会

新年の御挨拶



新宿間税会会長

田 尾 有 一

新宿間税会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成18年の新春にあたり、謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

平素より当会の皆様方には、会の活動や運営に一方ならぬご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。また、税務御当局の皆様には、日頃より当会に深いご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、昨年の事業活動を無事遂行することができました。心よりお礼申し上げます。昨年は数年続く会員の減少傾向対策として、図柄刷込みクリアファイルの配布枚数を大幅に増しました。また、平成15年度消費税法の改正に伴い、新たに消費税の課税事業者になりました方々のうち、個人事業者に対して、改正消費税の周知用リーフレットを配布する等、間税会のＰＲに務めて参りました。また、本年より当会のホームページを開設し広く納税者の皆様との交流を深めると共に、間税会の意義を浸透させていく心算です。当面は会報誌「たっくす」を掲載して、年々充実させて行きたいと思っております。是非とも一度ホームページを開いて見て下さい。

さて2005年の日本経済は、景気の「踊り場局面」から、個人消費が家電、乗用車販売、クールビズで盛り上がった紳士服などで上向き、設備投資も製造業の工場建設の活性化などで回復傾向を強めて参りました。株価も約５年ぶりとなる１万５千円台を回復するなど明るさが増してきました。

本年も景気は回復基調を辿るものと思われます。しかしながら、政府では財政再建に向け、消費税率の引き上げが検討されております。今後増加することが確実な社会保障を消費税で負担するならば、消費税率の大幅なアップが予想されます。社会保障費の国･地方の公費負担は、平成16年度で約26兆円。すべてを消費税で賄うには税率を10％以上に引き上げることが必要と云われております。税率引き上げを納得するには、社会保障関連費のムダに徹底的にメスを入れると共に、徹底した歳出削減が大前提と思います。また、本年は当会の身近な間接税の内、酒税の見直し、たばこ税の引き上げがなされるようです。

かかる状況の中、当会に対する期待は更に更に深まると思います。皆様に役立つ、魅力ある会にする為、本年も精一杯頑張っていく所存でございます。会員の皆様にも尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員皆様方並びに、ご当局幹部の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

忘れずに納付してね
みんなの大事な消費税。

消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。



新年の御挨拶



新宿税務署長

熱田稔敬（あつたとしたか）

あけましておめでとうございます。

平成18年の新春を迎え、新宿間税会の皆様方に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年中は、田尾会長様をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新宿間税会におかれましては、昨年も「税を考える週間」の活動の一環として税務研修会・講演会を開催されたほか、広報誌「たっくす」を発行されるなど、消費税等の正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力されたことにつきまして、改めて心から敬意を表する次第であります。

昨年は、全国各地で台風や地震などによる自然災害や兵庫での電車事故など痛ましい出来事もありましたが、『愛・地球博』の愛称で盛況であった愛知万博や紀宮様のご結婚など、明るい話題もたくさんありました。また、景気も緩やかに回復し、国家財政を支える税収も企業収益の改善や個人消費の増加を反映して増加しており、先行きに明るさの見えた年でありました。

このような経済の回復基調をもとに財政の健全化が進むなか、税制への国民の皆様の関心もますます高まっております。

このような状況におきまして、税務行政に携わる私どもといたしましては、納税者の方々の利便向上を図るため、『e－Tax』（国税電子申告・納税システム）の利用拡大に取り組むなど、環境の変化に的確に対応し、「適正公平な課税の実現」に向け、従前にも増してより一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

新宿間税会の皆様方には、税務行政の良き理解者として多大なご支援とご協力をいただいているところではありますが、本年もより一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

間もなく平成17年分の所得税・個人事業者の方の消費税等の確定申告が始まります。改正消費税法により新しく課税事業者となられる個人事業者の方は初めての消費税申告となります。改正消費税法の円滑な定着に向けて、万全の体制で確定申告準備を進めておりますが、今年も昨年同様、自書作成、早期提出及び期限内納付のご協力を改めてお願い申し上げます。

年頭にあたり、新宿間税会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

国税電子申告・納税システムをご利用下さい

インターネットで国税の申告・納税ができます。

e-Taxホームページ　http://www.e-tax.nta.go.jp

ヘルプデスク　0570－015901（e-コクゼイ）

◎　平成17年度納税表彰式

新宿税務署および税務協力6団体共催による平成17年度納税表彰式がさる、11月16日㈬に中央社会保険健康センター「ペアーレ新宿」3階ペアーレホールにおいて、盛大裡に挙行されました。

式は国歌斉唱に始まり、新宿税務署長表彰状贈呈、新宿税務署長感謝状贈呈、租税教育推進校署長感謝状贈呈ならびに税務関係団体長感謝状贈呈と粛々と進行し、式辞、来賓祝辞のあと、受彰者代表の挨拶をもってとどこおりなく終了しました。記念撮影の後は受彰者を囲み、多数のご来賓、税務署関係、各団体の会員が祝福し、和気あいあいの祝賀会が行われました。

尚、今回受彰された方々は長年にわたり納税道義の高揚や税務協力団体の活動などにご尽力された方々で、新宿間税会からは、次の皆様が受彰の栄に浴されました。

◆新宿税務署長表彰状受彰

理　事　　宮武　和良　殿
（株式会社　アリミノ）

◆新宿税務署長感謝状受彰

常任理事　室野井　秀夫　殿
（株式会社　ベックス）

◆新宿間税会長感謝状受彰

副会長　　斉藤　光夫　殿
（株式会社　京王百貨店）

事務局長　斉藤　　智　殿
（株式会社　小田急百貨店）



新宿税務署長表彰状　宮武　和良　殿



新宿税務署長感謝状　室野井　秀夫　殿



平成17年度納税表彰式受彰者

◎　活動日誌

H17.9.5　東京国税局幹部との意見交換会
　於：東京局間連事務局会議室
　田尾会長出席
H17.9.10　会報「たっくす」第48号発行
H17.9.15　新宿間税会理事会　役員25名出席
　於：㈱アリミノ本社・会議室
　①印紙税部会研修会について
　②青年部・女性部合同研修会について
　③納税表彰式典について・その他
H17.10.3　東京局間連青年部・女性部合同講演会
　於：ホテルラングウッド
　役員７名出席
　「日暮里サニーホール」
　講師
　国税庁課税部消費税室長　原　孝公
　東京宝塚劇場支配人　　甲　にしき
H17.10.7　平成17年度納税表彰式における税務連絡懇談会
　団体事務局との協議（酒販・間税・法人・青申・納連・税理士）
　於：新宿税務署小会議室
H17.10.16　第26回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2005」
　於：都立戸山公園　役員２名出席
H17.10.18　青年部・女性部合同研修会
　寄席鑑賞＆湖南料理の食事会
　会員23名出席
　於：新宿末廣亭と雪園
　★別稿参照
H17.10.20　全国間税会総連合会第32回通常総会
　於：リーガロイヤルホテル広島
　役員２名出席
H17.11.8　「税を考える週間」税務研修会
　新宿税務署・新宿間税会〔共催〕
　会員28名出席
　★別稿参照
H17.11.11　会報「たっくす」第49号編集会議
　於：新宿税務署地下会議室
　役員８名出席
H17.11.11　「税を考える週間」の行事（17日まで）
H17.11.16　平成17年度納税表彰式
　役員20名出席
　★別稿参照
H17.12.1　新宿間税会第５回懇親ゴルフコンペ開催
　会員14名出席

◎　新宿間税会　青年部・女性部　合同研修会

―楽しい新宿・みんなで発見―

新宿間税会青年部・女性部合同による「さあ　皆で笑いましょう。笑う門には福来る。」の研修会が10月18日（火）に、総勢23名（内女性８名）の会員の皆様の参加をいただきました。

今年の研修会は寄席鑑賞で、地元新宿「末廣亭」昼の部を楽しみました。桂米丸師匠の落語をはじめ、漫才、奇術、太神楽曲芸等に笑い、熱心な方は前座の出し物から４時間30分間楽しみました。

その後会場を湖南料理「雪園」に移し、中華料理に舌鼓を打ち、会員相互の懇親を深めました。



生活習慣病の予防と改善

監修者　仲　眞美子（㈳伊勢崎佐波医師会病院成人病検診センター長）

肥満、高血圧症、糖尿病、高脂血症など、いわゆる生活習慣病は長い間の生活習慣の偏りから疾患が形成されると考えられます。近年、遺伝子研究の発達により生活習慣病は、

一般的に遺伝子による影響が約３割、生活習慣による影響は約７割の比率である。

と考えられています。偏った生活習慣を続けていると10年後に検査値に異常が現れ、そのままの生活を続けていると、さらに10年後に病気という形で現れます。30歳代から生活習慣を改善しなければ50代の生活習慣病の予防はできないと言えるでしょう。

今回は、生活習慣病のなかで「糖尿病」を取り上げ、食事・運動療法においてすぐに役立つ予防対策を紹介し、安全で効果的なポイントを整理しました。

糖尿病

1.食事療法

血糖値が上昇しやすい食品（穀類、砂糖、果物等）をコントロールして摂取することが大切です。インスリン、内服療法中の方は、主治医と相談し、治療薬と上記３品目を含む食品の個人の摂取量を明らかにし、治療薬で血糖値が上がりにくい食事を個人別に考えることが大切です。

（例）朝食　ご飯1膳、ミカン1個、豆腐味噌汁、鯵の開き、ほうれん草のお浸し、卵焼き
内服薬　食前　30分1錠内服（A薬剤）

この治療内容で、急に血糖値上昇に影響し易い食品（上記の例では、ご飯１膳、果物）を、突然全く食べず、血糖降下剤や治療法を同様に行うと血糖値が下がりすぎ、強度の空腹感や、低血糖発作が起こり易くなり、危険です。

血糖値上昇に影響し易い食品は主治医と相談して、できるだけ一定にし、治療と食事療法は検査しながらすすめる必要があります。

■血糖値改善のために、注意すべき食品

血糖値が上昇しやすい人が、個別に医師と相談して、以下の食品の摂取量や食事の順番に注意すると、治療・改善が効果的に行えます。

・砂糖＋水

20％砂糖水を200ml飲むと、40gの砂糖を摂取したことになります。血液を４Ｌとし、40gの砂糖を溶かすと、計算上1000mg/dlの血糖値となります。

・お菓子

砂糖(時には脂肪)の固まりです。

・炭水化物

特に、穀物(主食:ご飯、めん、パン、パスタ等)は、糖分を効率良く多く取れる食品で、食後に血糖値が上昇しやすくなります。米、麦、雑穀等の食物繊維の含有量、料理法(加熱加水)、食事の順番、他の食品との組み合わせで、血糖値の上昇は異なります。（ご飯100ｇ中には、75ｇの糖をふくんでいる。）

■血糖値が上昇し易い方は、自分の血糖値の上昇しやすい食品の適量を簡単に確認してください。（尿糖の陽性を確認）

（内服療法、インスリン療法をしていない時、食前に尿糖（－）になれる人のみ）

・上記の食品、GI値等を参考にして単品毎に、尿糖（＋）になってくる量を確認します。

・尿糖を測るテープで、食前（－）を確かめます。食後（＋）にならない量を自分で見つけてください。

（例）ご飯1/2膳食べて　食後１～２時間後に尿糖測定した際、尿糖が（＋）ならば、次回、ご飯１膳食べて食後１～２時間後測定。その時、尿糖が（＋）ならば、その方にとってご飯1/2膳が適量。

■血糖値の上がりにくい食べる順番

・血糖値の上がりにくい食品（野菜、海藻、きのこ、大豆製品等）を先に食べる。

・炭水化物（豆類、芋類、かぼちゃ等）を最後に食べる。※カロリーに注意
・必須アミノ酸のバランスの良い、良質の蛋白質（脂肪が少ないもの）を中程に食べる。腎機能の低い人、コレステロール値が高い人は、注意が必要です。
・最後に穀類、果物、お菓子を食べる。

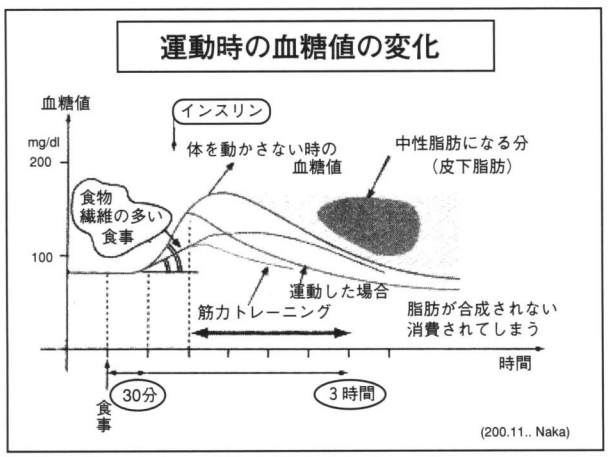
これらの食品全体で血糖値が170mg/dl以上とならないように食べる。例えば、夜食べるときは、果物、穀類を減らし、朝に果物、穀類を多く摂ります。

2.運動療法

ポイント

筋肉は収縮させるとエネルギーとして血中の糖を（インスリンを使用せず）利用し熱に変換できる。運動療法は、上記の体内のメカニズムを利用して、食後の1時間後ほどの適切なタイミングで適度な筋力トレーニングを行うことが効果的な血糖の消費方法です。

食後3時間後ほどの間に血中の糖を消費できれば、中性脂肪の合成が少なく、体重が増えにくくなります。



■お菓子を思わず食べてしまったら、筋肉を動かすこと。

■筋肉や頭脳を動かす前に血糖値の上がりやすい食品（穀類、果物、菓子、砂糖等）を食べる。（朝食や昼食で）

■血糖の上昇時（食後1～3時間）に筋力トレーニングを行うこと。

3時間以降では中性脂肪から皮下脂肪となりさらに脂肪燃焼の運動方法が必要

■普段、使用していない部位の筋肉のトレーニングをすると短時間で効果的に血糖値を下げられます。

上体の筋肉など最近使用されていない大きい筋肉がねらい目

腹筋、腕立て伏せ（最初無理せず膝をついて）、ダンベル等

反動をつけず、ゆっくり筋肉を動かす

■一度に、多くの量を行うのでなく、週2～3回以上継続して運動を続けること。

少しづつ筋肉をトレーニングすれば各筋肉細胞の代謝活性が上昇し体全体の代謝率が改善され、筋肉の血糖降下反応も改善します。（効果は1ヶ月単位で認められるので焦らずに続けてください。）

体の新陳代謝がよくなると、寝ていても、少し血糖値が下がるようになります。また、食後の血糖値の下がり方の反応が良くなります。

●食事と運動による生活習慣病の予防と改善のガイドライン

（↑増やす↓減らす）

リスクファクター	栄養	運動
肥　満	脂肪↓食物繊維↑熱量↓	有酸素運動の時間↑（20分以上）＋（発汗）
高血圧症	脂肪↓食物繊維↑塩分↓	有酸素運動の頻度↑
糖尿病	脂肪↓食物繊維↑砂糖↓穀類↓	食後の筋力トレーニング
高脂血症（高コレステロール血症）	脂肪↓食物繊維↑	
高脂血症（高中性脂肪血症）	脂肪↓食物繊維↑砂糖↓穀類↓アルコール↓	有酸素運動の時間↑（20分以上）＋（発汗）

は、治療を主体としたもので、安全で効果的な改善には医師との連携が大切です。

◎　税務研修会

当会印紙税部会と新宿税務署との共催による「税務研修会」を11月８日㈫午後１時30分から４時30分まで新宿税務署地下大会議室で開催致しました。

税を考える週間行事の一環として会員の方々にご案内しましたところ、28名の方にご参加いただきました。渡辺印紙税会長、新宿税務署の石黒副署長のご挨拶に続き、第１部は四谷保健センターの嶋田栄養士を講師にお迎えして「生活習慣病予防のための正しいカロリーコントロール」について講演していただきました。



参加者自身の健康について、気になるところを講師の方にいろいろ質問して丁寧にご説明していただき、自分の健康管理について勉強することができました。

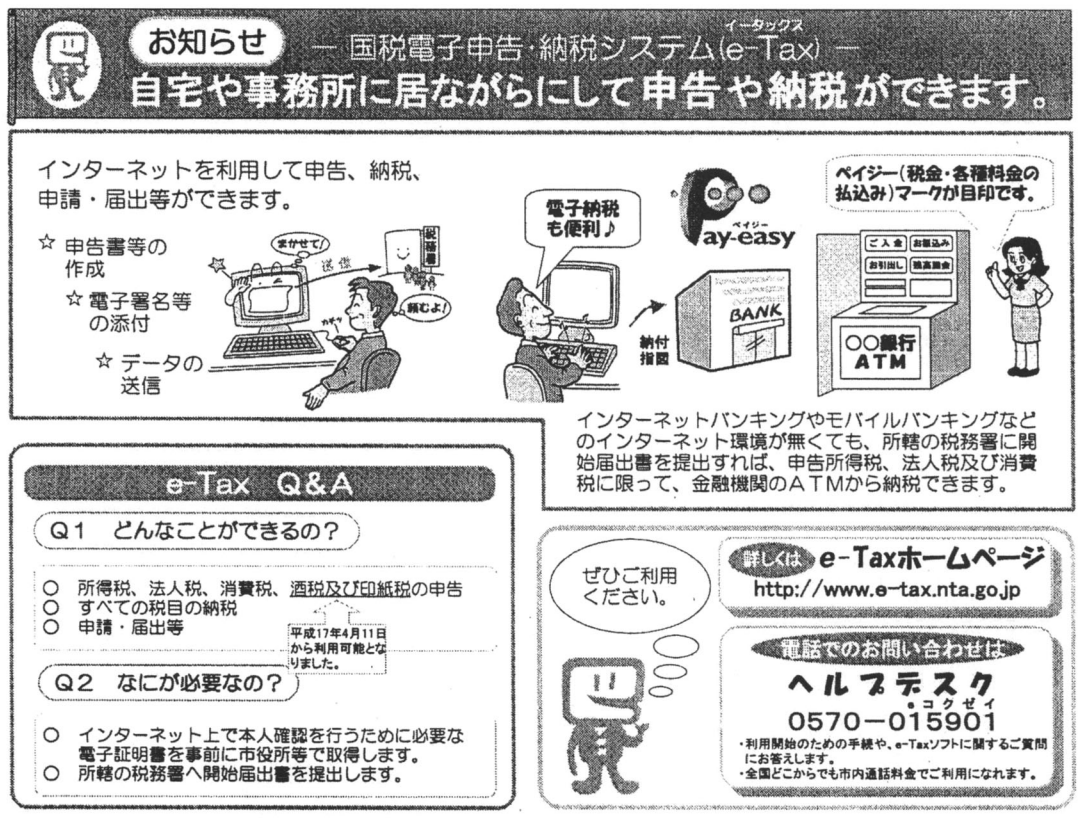
第２部は新宿税務署法人課税第３部門、松尾調査官を講師にお迎えして「間違いやすい印紙税の事例解説」について講演していただきました。

参加者も間違いやすい事例の部分についてチェックポイントを教えていただき、大変参考になりました。



◎　新宿間税会ゴルフ会

第５回新宿間税会親睦ゴルフコンペが12月１日㈭、嵐山カントリークラブで開催され、腕自慢14名が参加されました。当日は小春日和の一日で、天候・コースともベストの状態で最高（？）のプレーが繰り広げられました。なお、優勝は金原正義氏（(株）金商）でした。



確定申告はお早めに!!

期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、申告書はできるだけご自分で作成し、早めの提出にご協力ください。
また、国税庁のホームページ【http：//www.nta.go.jp】には「確定申告書等作成コーナー」があり、ここで作成した申告書等は郵便等で税務署に提出することができますので、是非ご利用ください。
なお、サラリーマンの方などの還付を受けるための申告は、１月から受付けています。

◇　国税庁ホームページで所得税の確定申告書等が作成できます◇

国税庁ホームページには、画面に基づいて必要項目を入力することにより確定申告書等が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」があり、ここで作成・プリントアウトした申告書等は郵送等で税務署に提出することができます。

① 利用できる方

○ 所得税確定申告書のＡ様式及びＢ様式を利用される方
　なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります。
（注）株式等を売却された方の申告書作成は、このコーナーを利用できます。

○ 所得税の青色決算書等を作成される方

○ 消費税の確定申告書を作成される方

② 利用するときのポイント
　申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。

○ カラープリンターの使用（白黒でも可能です）

○ プリンターの設定の確認（画面に従って確認）

○ 印刷後に正しく印刷できたかの確認（画面の指示に従って確認）

○ 印刷する用紙はＡ４サイズの普通紙（ＰＰＣ用紙またはＯＡ共通紙）をお使いください。（インクジェット専用紙は使わないで下さい）

◇　申告書の郵送での注意点◇

申告書の「控用」に税務署の収受日付印の押印が必要な方は、「提出用」「控用」ともにボールペン等で記載の上、切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いいたします。

◎ 確定申告をしなければならない方　申告と納税は、

３月１５日（水）までです。

サラリーマン（給与所得者）の大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告の必要がありませんが、次のような方は確定申告をしなければなりません。

① 給与の年収が２千万円を超える方

② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が２０万円を越える方

③ 給与を２か所以上から受けていて、年末調整を受けていない方

④ 日本国外において給与等の支給を受けている方などで、給与の支払を受ける際に日本国の所得税を源泉徴収されないこととなっている方

◎　確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
② 多額の医療費を支払った場合
③ 災害や盗難にあった場合
④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

※ 還付金の受け取りは、安全確実な口座振込みをご利用ください。
※ 還付を受けるための必要な書類などのお問い合わせは税務署へ

◎　贈与税の申告と納税

申告と納税は3月15日(水)までです。

平成17年中に、「個人」から土地（借地権を含む）・建物などの不動産、現金、預貯金、株式、債権など110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

※ ①配偶者控除の特例
②住宅取得資金の贈与の特例
③相続時精算課税の特例を受ける方は、税金のかからない場合でも申告が必要です。
なお、③の特例を受ける方は、贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」を申告期限内に必ず提出する必要があります。

◎　消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税期限

平成17年分の消費税及び地方消費税の申告は1月から受け付けており、申告と納税の期限は**3月31日（金）**です。

申告書を提出しなければならない方は
① 平成15年分の課税売上高が１千万円を超えている方
② 課税事業者を選択された方
※ 収める税金がない場合でも申告が必要です。



平成18年2月19日(日)、26日(日)

新宿税務署では、**所得税、贈与税及び個人消費税の申告書用紙の配布、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付**を行います。

当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

※ 上記以外の土・日・祝日等は執務を行っておりません。申告書を提出される方は、「時間外文書収受箱」をご利用ください。

◎　納税は便利な口座振替で

「所得税」と「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税には、安全で便利な『口座振替』を是非ご利用下さい。

詳しい内容や手続については、税務署管理部門へお問い合わせください。



便利な振替納税で!

平成17年分の「所得税」と「消費税（個人事業者）」の納期限及び振替日は次の通りです。

●所得税確定申告分　　納期限　18年3月15日(水)　振替日　18年4月20日(木)
●消費税（個人事業者）確定申告分　　納期限　18年3月31日(金)　振替日　18年4月27日(木)

法定調書の提出は平成18年1月31日㈫までに！

給与、報酬等の支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した書類（源泉徴収票・支払調書）を所轄の税務署に提出しなければなりません。

これらの法定調書は、その年中の支払分を取りまとめ、合計表とともに翌年の1月31日までに提出することになっています。

■　主な法定調書には次のものがあります。

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

■法定調書の作成と提出に当たっては次の点にご注意ください

- 法定調書の提出枚数は、原則として1枚です。
- 郵送による提出で、税務署の収受印を押印した法定調書合計表の「控」を必要とされる場合には、控用と返信用封筒（宛名を記載し、切手を貼付したもの）を必ず同封してください。
- 法定調書の下の「署番号」「整理番号」欄には、合計表右上にプリントしてある「署番号」「整理番号」をそれぞれ記入してください。
- 提出すべき法定調書がない方については、お手数ですが合計表の「摘要」欄に「該当なし」と記載の上、提出してください。
- 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）と給与支払報告書（市区町村提出用）は、複写式で作成できますが、提出先を間違えないようにしてください。

■法定調書は光ディスク等により提出することもできます。

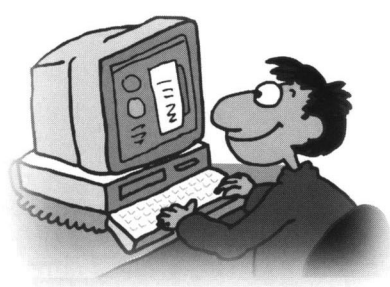
光ディスク等（CD・DVD・FD・MD）による法定調書の提出は、作成事務の省力化や用紙の節約に繋がるほか、支店や工場等の提出分を含め、本店等の所轄税務署長に一括提出できるなどのメリットがあります。是非ご検討ください。

また、インターネットを利用したｅ―Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）により提出することもできます。

詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。

- 法定調書の作成や提出についてご不明な点がありましたら、税務署までお気軽にお問い合わせください。

【個人課税第７部門】
(資料情報担当)TEL03-3362-7151　内線2172



【ＪＲ新宿駅西口広場　イベントコーナーで還付申告を受け付けています】

日時：平成18年２月21日（火）～２月23日（木）
時間：10：00～18：00
※　共催：東京税理士会、東京都、東京国税局
○　還付申告書の受付（預かり）〔提出された申告書は、それぞれの住所地（納税地）を所轄する税務署へ送付します。〕
○　所得税申告用紙の配布
○　還付申告書の書き方のアドバイス（ただし、譲渡所得のある方を除きます。）
アドバイスは東京税理士会の税理士が行っております。

税理士会の無料申告相談　（午前９時30分～12時、午後１時～４時）

※年金受給者のための無料相談

月　日	会　場	所在地
２月２日～２月３日	落合社会教育会館	中落合４-25-19
２月６日～２月７日	大久保地域センター３階	大久保２-12-７
２月８日～２月10日	落合第一地域センター	下落合４-６-７
２月13日～２月15日	新宿消費生活センター4階	高田馬場４-10-２

※小規模納税者のための無料相談

月　日	会　場	所在地
２月16日～３月15日	東京税理士会新宿支部 （税務経営指導所）	西新宿７-18-18 新宿税理士ビル１階
２月16日～２月27日	落合第二特別出張所２階	中落合４-13-７
２月16日～２月23日	角筈地域センター７階	西新宿４-33-７
２月17日～２月24日	大久保地域センター３階	大久保２-12-７
２月22日～３月１日	落合第一地域センター	下落合４-６-７
２月27日～３月９日	新宿区役所第一分庁舎１階ロビー	歌舞伎町１-５-１
２月28日～３月６日	新宿消費生活センター４階	高田馬場４-10-２

◎　小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象にしております。
◎　いずれの会場も、土・日は行っておりませんのでご了承ください。
◎　譲渡所得のある方や税理士に依頼している方はご遠慮ください。
◎　各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

新宿間税会ホームページ作成中！
2006年2月1日　開設予定
アドレスは
http://www.shinjuku-kanzeikai.jp